

工場入場者向けのプライバシー通知

No.ADM019/06/22

当社は、従業員から取得した個人情報保護の重要性を認識しておりますので、仏暦 2562 年個人情報保護法に従いデータ主体から許可を得ずに従業員の個人情報へのアクセス、利用、開示、変更を防止するセキュリティ体制及び個人情報の適切な取り扱うルールを整備させていただきます。従業員の個人情報の収集、利用、開示、保管期間、廃棄・消去、データ主体の権利を説明するため、従業員向けのプライバシー通知書を発行させていただきました。本通知書の内容をご確認ください。

1.工場入場者の情報収集の目的

1.1 会社敷地内のセキュリティを維持する為。例え、有線テレビカメラにより社内エリアの監視 と IC カードスキャンや指紋スキャンによる会社の出入りをチェックすること。

2.2 防犯、緊急事態防止の目的でセキュリティ手順通り事実調べ・証拠集めの為に収集する。及び、会社の敷地内で発生した違法な事件の捜査のために警察に開示、被害者（存在する場合）への開示を含む、会社の合法的な権利を保護する為、または、会社に対する申し立てに異議を申し立てる為、例え、法的措置、訴訟、法廷外紛争解決および会社の合法的な権利保護するためのアクション、または法律で許可されているように、会社に対する申し立てに 異議を唱える。

1.3 体温などの情報を収集するなど、健康に関する情報を調査および記録するため

体温などの情報を収集するなど、広範囲に感染拡大に影響を与える可能性のある細菌や感染症を予防する手段として使用するため。会社に入る人の生命、身体または健康に対する緊急事態が発生した場合を含む。これには、疾病管理局への開示など、そのような目的で外部組織に情報を開示することも含まれる。

これにはそのような目的で外部組織、に情報を開示することも含まれます。

例え、医療機関等の関係官庁、疾病管理局への開示など。

2. 定義

2.1 一般的なデータ

故人を除き、個人の身元まで直接または間接的に遡ることができるデータである。

2.2 センシティブなデータ

民族、人種、政治的見解、宗教、性行動、性行動、犯罪歴、健康関連情報、障害関連情報、組合加入の状況、遺伝データ、生体データ、個人情報保護法に規定されているデータ主体に対して不当の差別やリスクをもたらすデータである。

2.3 工場入場者

宅配業者、顧客、取引先、当社職員等、何らかの用事で当社敷地内に立ち入る者。

3. 個人情報の区分

本通知書に記載される個人情報は情報収集の目的によって全部または一部収集される。

3.1 一般的なデータ及び連絡先情報

例えば、タイトル、氏名、ニックネーム、年齢、性別、生年月日、国籍、職業、住所、写真、署名、婚姻状況、電話番号、メールアドレスである。

3.2 工場入場時の情報

場所の出入りの日時、車両ナンバーと車両の特徴、 来場者数、 連絡の目的 など

3.3 他の情報

監視カメラ（CCTV）による静止画や動画など

3.4 センシティブなデータ

例えば、宗教、血型、犯罪歴、指紋、身長と体重などの健康情報、持病、検診結果（診断書付き）、健康診断結果、体温などである

3.5 情報資源

3.5.1 データ主体

- **口頭による開示：** 直接話すこと、電話で話すこと
- **書類による開示：** ID カード、運転免許証、パスポート または参照用に表示するその他のドキュメントなど
- **他の連絡方法による開示：** 会社の CCTV によるビデオ録画及び体温測定結果等

3.5.2 他の主体、第三者

- 連絡を受けた者等

4. 個人データの処理

データ処理は次の法的根拠に依拠して利用および/または開示のために行われる。

4.1 一般的なデータ処理の法的根拠

- 会社と社内連絡先の正当な利益のため。
- 当社に適用される法律を遵守するため。

4.2 センシティブなデータ処理の法的根拠

- 公的権限の行使の為に遂行される義務の履行のため。
- 法律で規定されている目的を満たすように法律上の義務の遵守のため。

個人情報を追加収集する必要がある場合、または、この通知に記載されている以外の目的で個人情報を使用する場合、当社は、貴殿の個人データの収集について通知し、および、そのデータを再度収集するための新しい目的を通知する。法定で個人データ再度収集、データ使用、データの開示の同意を得る必要があると指示がある場合は、個人情報保護法の規定通りに貴殿の同意が求められる。

5. 保管期間

当社は、セキュリティおよび伝染病の予防を目的として、お客様の個人情報を保管。会社の敷地内に入った日から1年を超えない期間で保管する。尚、そのような個人データの全部または一部は、適用法を遵守する目的で使用するために、上記で指定された期間を超えて保持される場合がある会社の合法的な権利を保護する。または当社に対する申し立ての反論 そのような場合、個人データは、そのような目的を実行するために必要な期間保持されます。 および / または法律で定められた期間内保持される。

6. 個人データの開示、送信、移転

本通知書の情報収集の目的に基づき、個人データが場合によって次の第三者に対して開示される場合がある。

6.1 当社が雇用するサービスプロバイダー、及び、エージェント、例え：セキュリティシステムのサービスプロバイダーまたはコンサルタント およびそのようなサービスプロバイダーの従業員。

6.2 タイ王立警察、警察署などの政府機関

6.3 警察官、裁判所、仲裁人、弁護士、司法手続きおよび紛争解決に関与する個人または団体。
または、疾病管理局、公衆衛生省などの法律に基づくその他の政府機関。

7. データ主体の権利

データ主体の個人情報に関する法的権利は次のとおりである。

7.1 同意を撤回する権利 収集する個人データは、データ主体が全部または一部の収集、利用、
開示の同意をいつでも撤回する権利を有する。個人データ処理の同意撤回は過去に遡って

影響・効力を及ぼさないものである。

7.2 個人データへのアクセスおよびコピー取得の権利 データ主体は個人データへのアクセス
およびコピー取得の権利を有する。そして、収集同意のない個人データがあれば、当社に
そのデータの取得先の開示を要求することができる。

7.3 第三者提供の権利 第三者への個人データの送信や移転は法律の下で要求することが
できる。

7.4 個人データ処理に異議を申し立てる権利 個人データの収集、利用、開示は法律の下で異議
を申し立てることができる。

7.5 個人データを消去する権利 個人データの消去、廃棄、個人の身元まで遡ることできない
情報にすることは法律の下で要求することができる。

7.6 個人データ処理を制限する権利 個人データの処理は法律の下で制限することができる。

7.7 個人データを是正する権利 誤ったデータの是正、または不足したデータの追加を要求する
ことができる。

7.8 苦情を申し立てる権利 当社などが個人情報保護法を違反した場合は、個人情報保護委員会
への苦情を申し立てることができる。

上記の権利行使をする際、問い合わせ先までに届出書提出による申請することができる。権利
行使の届出が拒否される場合は、データ主体に対し、拒否の理由をつけて回答する。

8. プライバシー通知の改訂

本通知書は2022年6月1日に発行された。本通知書は必要に応じて改定される場合があり、
当社は改定権利を有する。

9. 問い合わせ先

ベストエックス（タイランド）株式会社

住所：1/72 Moo 5 Rojana Industrial Park, Kanham, U-Thai, Pranakorn Sri Ayutthaya 13210

電話番号：035-330940-42, 035-226548-9

ファックス：035-330647, 035-226547, 035-719073

ウェブサイト：www.bestex.co.th



(MR.YASUHIRO TANAKA)

MANAGING DIRECTOR